

循環型社会形成推進地域計画

作成マニュアル

平成 17 年 6 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

目 次

はじめに	1
1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催	1
2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領	5
3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例	5
4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧	31
5. 循環型社会形成推進地域計画に関する事務連絡等参考資料	46

はじめに

本マニュアルは、平成17年度より開始される「循環型社会形成推進交付金制度」に必要な「循環型社会形成推進地域計画」の作成に当たっての考え方について説明している。

説明している内容は次のとおりである。

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催
2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領
3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例
4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧
5. 循環型社会形成推進地域計画に関する事務連絡等参考資料

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

1) 循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金制度」という。）は、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。

本交付金制度は、市町村等の策定する循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に対する総合的支援制度であり、次のような特徴がある。

① 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能

交付金は地域計画に位置づけられた各事業に対し、どのように充てても自由（事業間流用・年度間流用が可能）である。

② 明確な目標設定と事後評価を重視

廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を設定し、その達成状況や計画の進捗状況について事後的に評価し、公表する。

③ 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会づくりを推進

地域計画の作成に当たり、国、都道府県、市町村が意見交換を行うことにより、我が国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築。一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保する。

交付金制度の流れを、下記及び別図に示した。

① 市町村等が地域計画（案）を作成する。

- ・ 地域計画は、5か年程度の当該地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すものであり、対象地域の処理システムの基本的な方向性や、整備する施設の種類、規模等の概要を見通して作成する。
- ・ 交付金制度は施設整備等に関する事業に対して財政支援を行うものであり、個々の事業について概算事業額などが算出されている必要があるが、機種や用地などについては、必ずしも確定している必要はない。
- ・ また、機種や用地の検討を施設整備に関する支援事業として事業計画を見込むこともできる。
- ・ なお、地域計画は廃棄物処理法に基づく基本方針に適合している必要がある。

② 市町村等は国及び都道府県とともに循環型社会形成推進協議会（以下「協議会」という。）を開催して、地域計画（案）の内容について意見交換を行う。

③ 市町村等は協議会での意見等を参考にして地域計画を作成する。

④ 市町村等が策定した地域計画について、都道府県が協議会での意見交換が反映されているか等について確認した上で、環境大臣に送付する。

⑤ 環境大臣の承認後、計画支援事業や施設整備事業を実施する。

2) 地域計画の内容

地域計画は、明確な目標設定が重要なポイントであり、目標を達成するための施策として、施設の整備とそれに関連した計画支援事業のほか、発生抑制、再使用の推進及び処理体制の構築、変更に関する事項等について、下記のとおり記述する。

- ① 地域の循環型社会を推進するための基本的な事項
対象となる地域、計画期間及び基本的な方向について記述する。
- ② 循環型社会形成推進のための現状と目標
排出量、再生利用量、減量化量、熱回収量、最終処分量などの現状と目標について記述する。
- ③ 施策の内容
発生抑制、再使用の推進に関する施策、処理体制の変更に関する事項、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業、その他の施策について、設定した目標達成に向け検討し記述する。
- ④ 計画のフォローアップと事後評価

3) 協議会の開催

協議会の開催については、参考資料1「循環型社会形成推進地域計画策定の流れについて」（46ページ 平成17年4月15日付け事務連絡）及び参考資料2「循環型社会形成推進地域計画作成の進め方について」（48ページ 平成17年4月18日付け事務連絡）に基づき行う。協議会開催の概要は以下のとおりである。

(1) 協議会の構成

協議会の構成は、地域計画を作成する市町村等と都道府県及び国（地方環境事務所）の担当者とする。必要に応じて、学識経験者等を追加することも可能である。

(2) 協議会の開催

協議会は、地域計画を策定しようとする市町村等が開催する。協議会開催に先立ち、市町村等は、地域計画（案）を都道府県に送付し、さらに、地域計画（案）を受けた都道府県は国にあらかじめ送付しておくことが望ましい。

協議会の開催は1～2回程度とする。

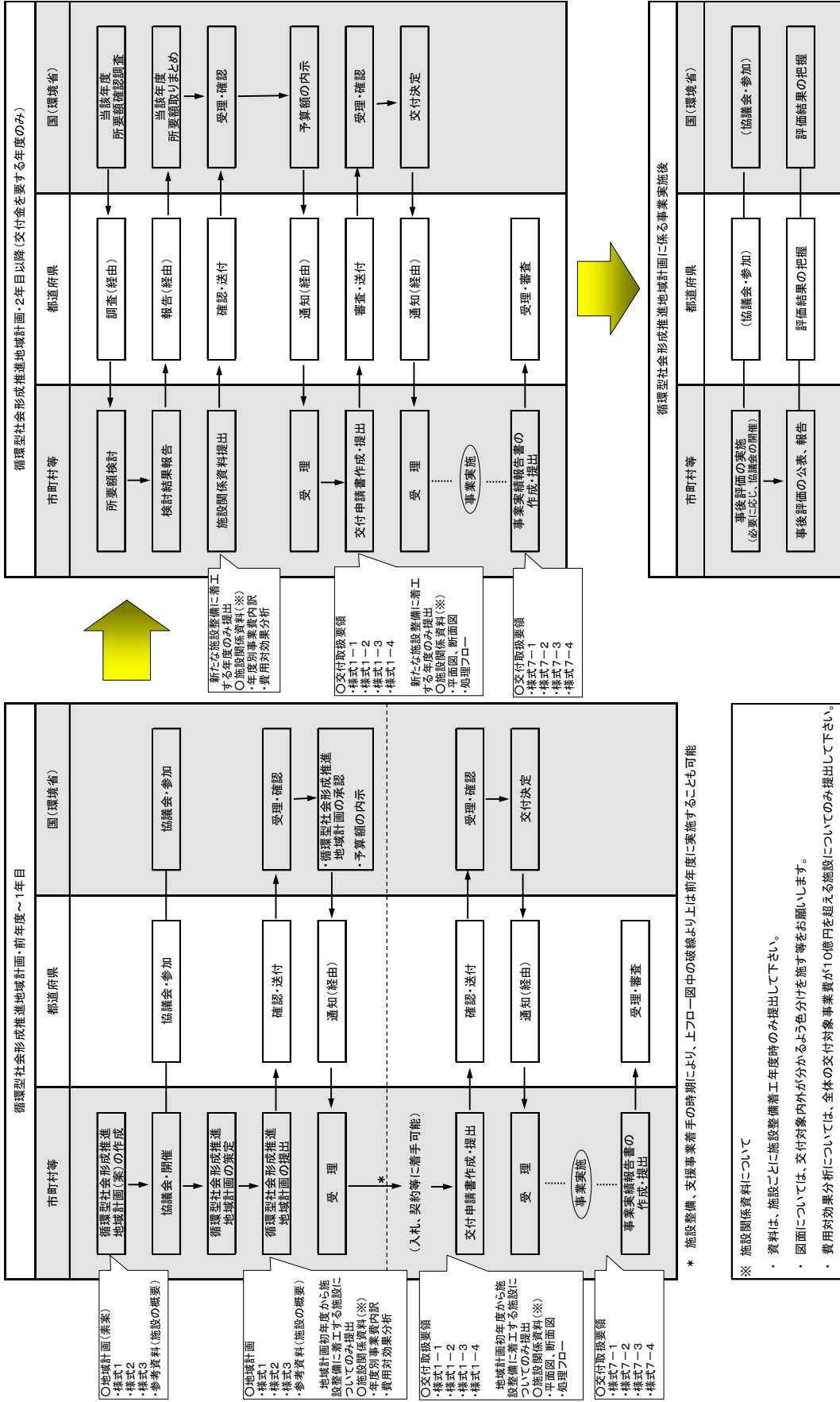
協議会では、意見交換に先立ち、市町村等は案について説明し、その後、説明内容を踏まえ、質疑応答や意見交換を行う。

協議会開催の手順については、下記のとおり。

- ① 市町村等が、地域計画案に記載した計画対象地域、計画期間、基本的な方向、処理の目標並びに、ごみ処理及び生活排水処理のソフト面及びハード面の施策等の記載事項について、原案のように取りまとめるに至った経過を踏まえて説明を行う。
特に、交付金制度を活用して整備しようとする施設については、計画地域の一般廃棄物処理システム（分別収集区分、処理体制、処理施設、必要用地面積等）を踏まえ、施設の概要を決めるに至ったこれまでの検討内容について、説明が行われることが望ましい。
- ② 都道府県が、廃棄物処理法第5条の6に基づき策定した廃棄物処理計画等との整合性や、都道府県が策定した広域化計画等との整合性について意見を述べる。
- ③ 廃棄物処理法第5条の2に基づく基本方針等を踏まえ、地域計画（案）の内容について、国、都道府県、市町村等で意見交換を行う。

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

別図 循環型社会形成推進交付金に係る事務の流れ



2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例

記載要領と記載例は見開きで記載している。左ページに記載要領を示し、右ページに記載例を示した。

(左ページ)	(右ページ)
記載要領	記載例
・計画書に記載する際の留意事項	・代表的な項目の記載事例

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

- ◎ 地域計画の名称
- ◎ 計画の作成者
- ◎ 地域計画の作成年月日

【解説】

◎ 計画作成者

地域計画は計画対象地域内における一般廃棄物処理に関する総合的な施策を記述するものであり、計画の作成者は、域内における一般廃棄物処理の全体像を決定する立場にある市町村であることが基本となる。一部事務組合等についても計画の作成者となり得るが、当該組合が焼却処分、収集運搬、最終処分など限定的な範囲の事務のみを行っているなど、処理システム全体の設計を行う立場にない場合には、単独で計画作成者となることは適当でないと考えられる。

◎ 作成年月日

最終的に地域計画を作成した日（協議会において地域計画（案）が協議された以後で、環境省に送付する以前の日付となる。）

◎ 整備する施設の種類と地域計画の記載対象範囲について

以降の記載例では、廃棄物処理関係、し尿処理・浄化槽関係の両方を含んだ計画例を示している。本交付金制度は、地域内の循環型社会形成をより一層進めていくことを目的としていることから、地域計画では、し尿処理を含めた一般廃棄物処理の循環型社会形成に向けた総合的な計画として策定されることが基本となり、原則的には、廃棄物処理関係、し尿処理・浄化槽関係の両方を含んだ総合的な計画として作成されるべきである。

しかしながら、計画期間内に廃棄物処理施設、し尿処理施設、浄化槽のいずれかの整備しか予定していない場合や、廃棄物処理関係、し尿処理関係の事務の担当が、市町村、事務組合等に分かれており、かつ、これらの施策や目標を、総合的に束ねた計画を作成することが困難である場合には、地域計画の記載対象を、計画に基づいて整備しようとする施設に関係する部分のみとしてもよい。特に、浄化槽整備のみを行う場合については、参考資料2「循環型社会形成推進地域計画作成の進め方について」（48ページ 平成17年4月18日付け事務連絡）に記載されているとおり、当面、従来からの市町村の生活排水処理基本計画をもって、地域計画に変わるものとして取り扱うことができる。

3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例

〇〇地域 循環型社会形成推進地域計画

〇〇市

△ 町

□□村

平成××年××月××日

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域
対象となる地域（対象都道府県市町村名、一般廃棄物処理対象区域の面積及び人口） 対象地域図（資料として添付）
(2) 計画期間
計画の設定期間（年次）… 5年を標準とし、必要に応じ設定
(3) 基本的な方向
計画の目的、計画により地域が目指す姿について

【解説】

(1) 対象地域

◎ 対象地域設定の考え方

- ・ 適正な循環的利用や処分を確保するためには、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的な処理を行うことが有効であり、そのため、循環型社会形成推進交付金制度においては、その交付対象地域に人口 5 万人以上又は面積 400km² 以上という規模の下限を設けている。

なお、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とされている。

- ・ 計画を作成しようとする市町村がこの規模要件に満たない場合、近隣市町村とともに一般廃棄物処理の広域化を図ることとする。計画対象地域の設定に当たっては、既に都道府県において策定されている広域化計画のブロック割り等を考慮する。
- ・ 既に広域的な取組を行っているが、ごみの種類や処理形態等により広域処理の対象地域が異なっている場合、計画の対象地域の設定としては、関連する市町村を包含した地域設定とすることが望ましい。例えばA町がB村と共同で可燃ごみの焼却を行っているが、資源ごみの収集についてはC町と共同で行っている場合、A町、B村及びC町を一つの地域として計画を策定することが望ましい。

◎ 計画地域の記載方法

- ・ 計画地域の人口、面積を市町村別に示すこととし、人口、面積の合計が交付要件を満たすことを示す。離島地域等の場合は、該当する地域の種別を示す。
- ・ 計画地域の施設の位置等、計画に必要な情報を示した地図を資料に添付する。

(2) 計画期間

- ・ 計画期間は、原則として5年間とする。
- ・ 施設整備の期間が5年を超える場合については、7年程度を上限とし、それ以上となる場合には、第1次計画、第2次計画、…と期間を5年間とした数次にわたる計画とする。

(3) 基本的な方向

3Rの推進に関する計画の目標、対象地域の目指す姿などについて、地域の廃棄物の発生、排出特性やこれまでの廃棄物施策の推移、産業動向など、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向等を考慮しつつ、簡潔に記載する。

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 ○○市、△町及び□□村
 面積 ××× km²
 人口 ××万×千人（平成△△年△月△日現在）

（内 訳）

市 町 村 名	○○市	△町	□□村
面積（km ² ）	***. *	***. *	***. *
人 口（人）	***, ***	** , ***	* , ***

(2) 計画期間

本計画は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

○○地域は、◇◇県内では最大の酪農地帯であるとともに、高地野菜を中心とした農業が盛んであることを踏まえ、他の地域と比較して発生量の多い農業系廃棄物を含め、有機性一般廃棄物を積極的に分別収集し、再生利用を進めることにより、地産地消型の有機資源の循環を目指す。

商業施設等の事業場が多い○○市を中心として、近年、事業系一般廃棄物の発生量が増加傾向にあることから、その発生抑制及び再生利用の推進を図る。

家庭系廃棄物については、可燃性廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物について、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進めるとともに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となる全品目の分別収集を行い、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

また、近年、生活排水による◇◇川の水質悪化が進んでいることを踏まえ、合併処理浄化槽の整備を進める。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

- ◎ 排出量
- ◎ 再生利用量
- ◎ 中間処理（焼却、破碎選別等）による減量化量
- ◎ 熱回収量
- ◎ 最終処分量
 - ・ その他必要に応じた指標
 - ・ 併せ産廃の受入状況
(フローチャートなどを使いわかりやすく図示)

(2) 生活排水処理の現状

- ◎ 処理人口と未処理人口

【解説】

以下、廃棄物処理施設、し尿処理施設、浄化槽をすべて整備するものとして解説するが、いずれかの施設のみしか整備しない場合には、当該施設に関係する部分の記述のみとしてよい。

(ごみ処理関係)

- ・ 過去5年以上の排出量、再生利用量、熱回収量、中間処理による減量化量、最終処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で図示する。
- ・ 家庭系の回収ごみ以外にも、必要に応じて、事業系一般廃棄物、し尿処理汚泥等や市町村が処理する産業廃棄物（併せ産廃）の処理・処分実績を示す。
- ・ 指標とする項目については、基本方針や循環型社会形成推進計画で設定している目標値などと合わせていることから、可能な限り、この指標に基づき設定する。また、このほかに熱回収について指標を設ける。ただし、地域によって、把握の方法が異なる（例えば、生活系ごみ、事業系ごみの区別ではなく、収集ごみ、直接搬入ごみで統計を取っているなどの）場合については、これらの量を使って計画を作成することも可能である。

(生活排水処理関係)

- ・ 過去5年以上の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で図示する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成〇〇年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、16,108トンであり、再生利用される「総資源化量」は2,523トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量))は15.7%である。

中間処理による減量化量は10,673トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね7割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約19%に当たる2,912トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は10,800トンである。各焼却施設では、温水の場内利用を行っており、さらに、〇〇市〇〇焼却施設では、冬期間、蒸気利用による市営施設の暖房を行っている。

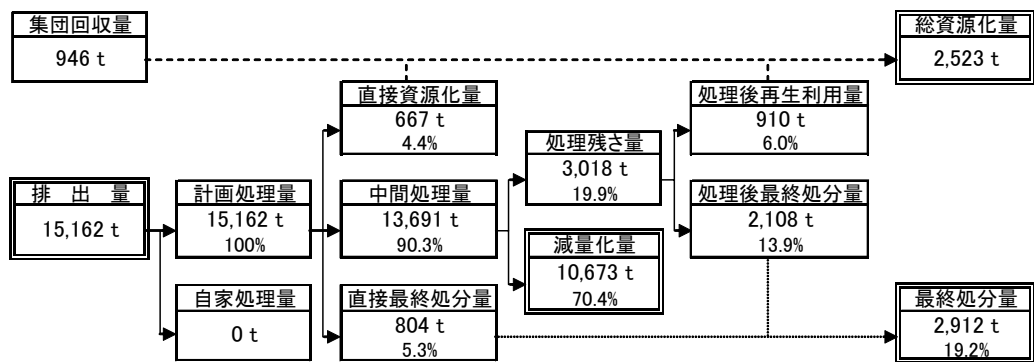


図1 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成15年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で60,000人であり、水洗化人口は、27,000人、汚水衛生処理率□□%である。

し尿発生量は34,960kl/年、浄化槽汚泥発生量は、14,580kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は49,540kl/年である。

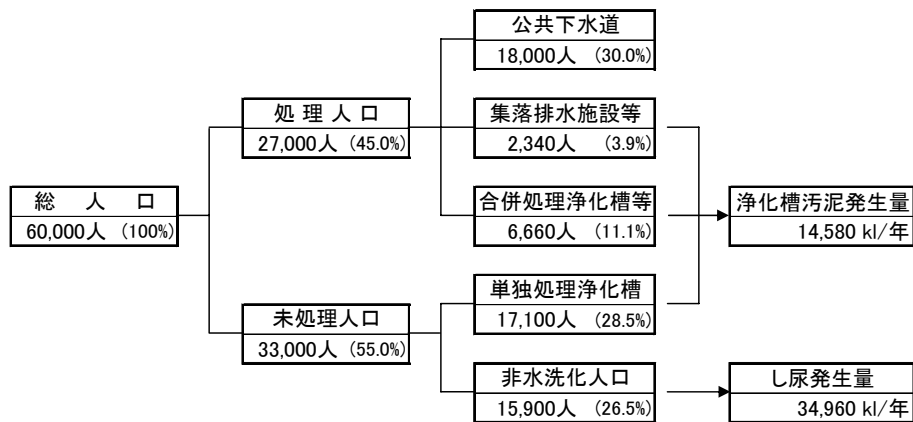


図2 生活排水の処理状況フロー

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

- ◎ 利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量等の指標の目標値
 - ・ その他必要と思われる指標の目標値
 - ・ 指標の定義
(表等を使い見やすいものとする)

(4) 生活排水処理の目標

- ◎ 処理形態別人口
- ◎ し尿・汚泥の量

【解説】

(ごみ処理関係)

- ・ 計画目標を設定する年度については、原則として、計画に基づく施策の効果が現れる計画終了の翌年度（5年間の計画の場合は6年目）とする。
- ・ 循環型社会の実現を目指し、目標年次における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量その他地域で必要とする目標量を定める。
- ・ 排出量については、計画期間内に人口や事業所数の変化が想定されることから、事業系であれば1事業所当たりの、家庭系であれば住民1人当たりの原単位を記載するとともに、目標値には現状と比較した増減の割合を併記する。
- ・ 再利用量、減量化量及び最終処分量については、排出量合計に対する割合を併記する。
- ・ 排出量等の将来予測を行う際、排出量原単位、人口又は事業所数にパラメータを分けて行う必要があるが、予測手法は一回帰程度の簡易なものでよく、例えば、事業所数については、事業所調査等の経年変化を参考とした単純な予測であっても構わない。
- ・ 将来予測値に対して、施策の効果を勘案し目標を設定することとなるが、その際は、基本方針に示した発生抑制の推進、再生利用率の向上、最終処分量の削減の方向性と整合がとれるよう、十分配慮する。また、目標の設定は、基本方針、循環型社会形成推進基本計画における数値目標、各都道府県で掲げている目標値等を踏まえて行うこととする。なお、例えば、計画策定時までの取組によって、相当程度の発生抑制が進んでおり、それ以上の削減が困難である場合、大型商業施設の進出により、事業系一般廃棄物の減量化が困難な場合などは、目標値を現状維持程度として構わない。
- ・ 参考として、現状と目標のトレンドグラフを添付する。また、対象地域を構成する市町村ごとの積み上げにより目標値を設定している場合については、市町村ごとの現状と目標がわかるようグラフを整理する。
- ・トレンドグラフは、循環型社会形成に向けた施策を行わない現状のまま推移する場合と、諸施策により見込まれる減量や資源化の効果が比較できることが望ましい。
- ・用語の定義
次に示す例を参考に、必要に応じ、表で用いる用語の定義を行う。

排出量	事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕
再生利用量	集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕
熱回収量	熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh等〕
減量化量	中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕
最終処分量	埋立処分された量〔単位：トン〕

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (平成15年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (平成22年度)
排 出 量	事業系 総排出量	5,034 トン	4,600 トン (-4.6%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	xxx トン/事業所	xxx トン/事業所 (-*.*)%
	家庭系 総排出量	10,128 トン	9,400 トン (-7.2%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	xxx kg/人	xxx kg/人 (-*.*)%
合 計	事業系家庭系排出量合計	**,** トン	**,** トン (-*.*)%
再 生 利 用 量	直接資源化量	667 トン (4.4%)	800 トン (5.7%)
	総資源化量	2,523 トン (16.6%)	3,350 トン (23.9%)
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量)	—	20,000 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	10,673 トン (70.4%)	10,000 トン (66.0%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	2,912 トン (19.2%)	1,600 トン (10.6%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

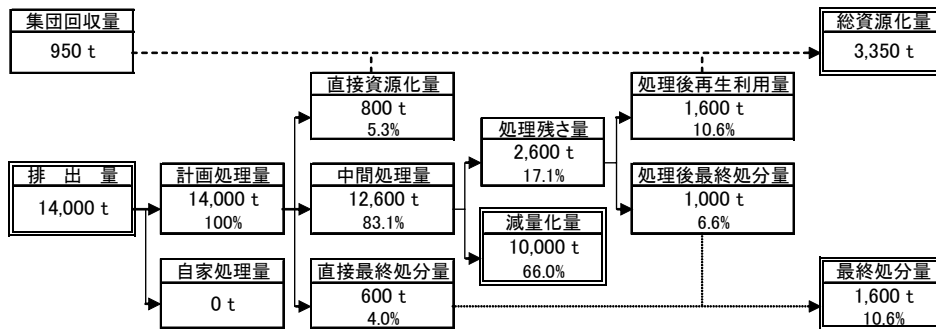


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(生活排水処理関係)

- ・ 生活排水処理関係についても、記載例を参考に目標を設定し、記載する。

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

		平成15年度実績	平成22年度目標
処理形態別人口	公共下水道	18,000人 (30.0%)	19,530人 (31.0%)
	農業集落排水施設等	2,340人 (3.9%)	2,520人 (4.0%)
	合併処理浄化槽等	6,660人 (11.1%)	12,600人 (20.0%)
	未処理人口	33,000人 (55.0%)	28,350人 (45.0%)
	合計	60,000人	63,000人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	34,960キロリットル	30,000キロリットル
	浄化槽汚泥量	14,580キロリットル	16,650キロリットル
	合計	49,540キロリットル	46,650キロリットル

3 施策の内容

施策の内容については、計画本文と別に、一覧表を様式3に基づき作成する。

(1) 発生抑制、再使用の推進

◎ 発生抑制や再使用に関する施策の現状と今後

有料化、環境教育・普及啓発、マイバッグ運動・レジ袋対策・簡易包装など地域で解決可能な施策に関する事項、汚濁負荷量削減のための生活排水対策などについて記載

【解説】

(ごみ処理関係)

- ・ ここでは、処理対象となるごみそのものの発生を抑制するため、構成市町村が実施する発生抑制、再使用の施策について具体的に記載する。
- ・ 循環型社会形成に向けて、「循環型社会基本法」においては、廃棄物等の発生抑制に取り組むことやリサイクル等の優先順位が規定されており、発生抑制、再使用は、より優先順位が高いものとされている。本計画策定においても、この優先順位に従い、事業計画を策定する。
- ・ 発生抑制、再使用のための施策のうち、普及啓発、情報提供、環境教育やごみ処理の有料化については、基本方針に推進の方向の記述があることから、特に、これらの方策の活用については、十分に検討する。ここに記載された項目以外にも、従前より実施されている施策のほか、実施が予定されている施策、実施に向けた検討を行うこととしている施策を含めて記載する。
- ・ 施策の内容については、可能な限り具体的に記述することとし、実施時期についても可能であれば記載する。

(生活排水処理関係)

- ・ 家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のための施策等について記載する。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

現在、事業系廃棄物については、全市町村で累進従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。家庭ごみについては、□□村において指定袋を媒体とした均一従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収している。

今後は、排出抑制と、一層の費用負担の公平性確保のため、家庭ごみについても、平成〇〇年度までに、料金徴収方法、手数料単価について検討を行った上で、〇〇地域全体で有料化を行うこととする。

イ 環境教育、普及啓発、助成

地域のNPOと連携しつつ、子どもごみ教室を開くなど、小学生を対象とした普及啓発事業を行う。事業実施に当たっては、地域のNPOに依頼し、地域に根ざした環境教育を行う。

また、町内会をはじめとした住民団体と協働し、分別区分の普及啓発や資源回収などに取り組む。

さらに、これらの環境教育、普及啓発活動に対し、助成を行う。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

地域内の商工会議所等と協力し、レジ袋配布の有料化、マイバッグ運動（買物袋の持参運動）等を推進する。

エ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 廃油ポット、三角コーナーネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及
- ・ 無リン洗剤、せっけんの使用

※ その他記載例（次のように表にまとめて記載してもよい。）

発生抑制、再使用の推進施策一覧（ごみ処理関係だけを記載した例）

施策項目	既存施策（具体的内容）	新規施策（具体的内容）	計画検討時期	実施時期
有料化	家庭系ごみについては指定袋で収集、粗大・不燃ごみはシールによる有料収集。事業系ごみ及びび持ち込みごみは有料としている。	排出抑制、排出者負担の原則をめざし、家庭系ごみに対しても有料化の導入を図る。	平成〇〇年度	平成〇〇年度
環境教育	小学生向けのごみ処理施設見学等を通じて環境教育を行っている。	親子で一緒に環境にやさしい取組みを考えることができる環境教育実体験学習講座を開催する。	平成〇〇年度	平成〇〇年度
普及啓発	ごみゼロ運動、イベントを通じて3Rの普及啓発を行っている。	事業者に対する発生抑制活動の促進を図るイベントを開催する。	平成〇〇年度	平成〇〇年度
助成	集団回収に対して助成金を出している。	発生抑制、再使用に積極的に取り組んでいるNPO活動に対し助成金を出す。	平成〇〇年度	平成〇〇年度
マイバッグ運動・レジ袋対策	地域の商工会議所等と協力し、レジ袋配布の自粛、マイバッグ運動を推進している。	レジ袋に対して引き続き配布自粛運動を継続する。	平成〇〇年度	平成〇〇年度
再使用の推進	定期的なガレージセールを開催を行っている。	引き続き定期的なガレージセールを開催する。リサイクル製品販売の推進に協力している販売店の顕彰制度およびリサイクル協力店舗の登録制度を開始する。	平成〇〇年度	平成〇〇年度

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(2) 処理体制

- ◎ 家庭ごみ、事業系、産業廃棄物（併せ産廃）、生活排水処理の処理体制の現状と今後
 - 分別区分、収集運搬・処分方法等、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応、生活排水の処理対策等に関する事項について記載
 - ・ 現状と今後が分かる図表により説明

【解説】

- ◎ ごみ処理の体制について、分別区分、収集運搬・処分方法等、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応等に関する事項を具体的に記載する。なお、ここでは、現状の処理体制と今後の処理体制の両方について記述する。
- ◎ 以下の項目について記述する。また、関係する市町村ごとに体制が異なる場合は、それぞれについて状況を記載する。
 - ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後
 - 家庭ごみの分別区分、処理方法、処理施設、処理量等の現状と今後について、要点を簡潔に記述する。
 - イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後
 - 事業系一般廃棄物の分別区分、処理方法、処理施設、処理量等の現状と今後について、要点を簡潔に記述する。
 - ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後
 - 分別区分、処理方法、処理施設、処理量等の現状と今後について、要点を簡潔に記述する。併せ産廃を現状取り扱っておらず、今後も取り扱うことがない場合は記載の必要はない。
 - エ 生活排水処理の現状と今後
 - オ 今後の処理体制の要点
- ◎ 処理体制の検討の際の留意事項は以下のとおり
 - ・ 計画に基づく施設整備を含めた処理体制の検討に当たっては、現行の処理体制における問題点が解決され、2で設定した各目標が達成されるものであり、かつ、計画を策定する市町村の予算・人員・機器・施設（計画に基づいて今後整備するものを含む。）等の制約要件の中での実施可能なものとなるよう、これらの各観点を勘案して行う。また、可能であれば、これらのいずれをも満足するような複数ケースの処理体制を想定した上で、それぞれについてメリット・デメリットを比較衡量を行う等、最適な処理体制を決定することが望ましい。なお、これら検討内容は特に地域計画に記載する必要はない。
 - ・ 地域計画で記述した今後の処理体制等と、廃棄物処理法に基づき市町村が作成する一般廃棄物処理計画に記載されたごみ及び生活排水の処理に関する処理体制等の基本的事項とは整合性が図られている必要があるため、必要に応じて一般廃棄物処理計画の修正を行うこととする。
 - ・ 地域を構成する市町村の分別区分は、目標年次までに統一することが望ましい。ただし、統一できない場合には、各市町村の分別区分ごとに、それぞれの対象品目がどのような施設に搬入されて処理されるかを必要に応じて別表を作成するなどわかりやすく記載する。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

現状、□□村については、最終処分場を持たないことから、埋立ごみを減らすため、リサイクルに積極的に取り組んでおり、生ごみ、野菜くず等をたい肥化しているが、他2市町では、可燃ごみとして収集、処分している。

今後は、平成21年度を目途に、□□村において行っている生ごみ等の分別収集を地域全体に広げ、メタン回収を行うため、高効率メタン回収施設を整備するとともに、分別区分と処理方法を統一化していく。

また、〇〇市で現状ではリサイクルされていない布類及び金属類については、今後、分別収集し、リサイクルする。

さらに、現在、リサイクル可能物の分別収集が3市町村で異なることから、今後は、最も細分化されている□□村に他2市町も合わせ、容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物の分別収集の徹底により、全量リサイクルを目標に再生利用を進める。

なお、可燃物については、新たな施設により、熱回収を行う。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも家庭ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行う。

また、今後は年間100トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、事業場における事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画を作成し、計画を実行するよう推進していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っていないが、今後は、新設する汚泥再生処理センターで産業廃棄物である家畜ふん尿を併せて処理をする。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、埋立処分しているが、今後、たい肥化を行い、再生利用を進める。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 〇〇地域全域において、平成21年度に竣工する高効率メタン回収施設によるバイオガスの有効利用を行うとともに、残さについてもたい肥として利用する。
- ◇ 容器包装リサイクル法の完全実施を行う。
- ◇ 可燃性廃棄物として焼却される廃棄物については、統合した焼却施設において、高効率な熱回収（発電）を行う。
- ◇ 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、減量、処理に関する計画を作成させ、計画管理を行うことにより、事業系一般廃棄物の発生を抑制する。
- ◇ 新たに整備する汚泥再生処理センターにおいて、し尿、浄化槽汚泥等を処理し、たい肥化するとともに、産業廃棄物である家畜のふん尿についても、併せて処理を行う。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

- ・ 地域計画各市町村の分別区分と処理方法の現状と今後について右ページ参考表のとおりとりまとめる。

表4 ○○地域各市町村の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H××年)										今 後 (H○○年)						
○ ○ 市					△ 町					□ □ 村						
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	
燃やせるごみ	焼却	○○市 焼却施設	***	可燃ごみ プラスチック、 ビニール	焼却	△町焼却 施設	***	可燃ごみ その他プラスチック	焼却	□□村焼却 炉	***	可燃ごみ その他プラスチック	焼却(数回 取)	○○地域ごみ 処理センター	***	可燃ごみ その他プラスチック
燃やせないごみ	埋立	○○市 ××××処分場	***	不燃物	埋立	△町×× 処理ター	***	不燃ごみ	埋立	委託(△ 町)	***	不燃ごみ	埋立	△町×× 処理センター	***	不燃ごみ
ペットボトル	リサイクル	(売却)	***	ペットボトル プラスチック、 ビニール	リサイクル	(売却)	***	生ごみ	リサイクル	□□村たい 肥化施設	***	生ごみ	リサイクル	○○地域高 効率メタン回 収施設	***	生ごみ
古紙、牛乳 パック(集 回収)	リサイクル	(売却)	***	資源ごみ (紙類、金 属、布類、 ガラス類)	リサイクル	委託	***	紙類	リサイクル	(売却)	***	紙類	リサイクル	○○地域容器 包装プラスチック 回収施設	***	ペットボトル リサイクルプラスチック
ビン・缶	委託	委託	***	ビン類(色 別)	委託	委託	***	布類	リサイクル	委託	***	布類	リサイクル	(売却)	***	古紙、紙類、 紙類
乾電池・蛍 光灯	委託	委託	***	有害ごみ	委託	委託	***	空き缶	リサイクル	(売却)	***	乾電池・蛍 光灯	リサイクル	○○市缶圧縮 機ほか	***	乾電池、蛍 光灯
大型ごみ	その他	○○市破 砕施設	***	大型ごみ	破 砕 選 別	△町×× 大型ごみ破 砕場	***	大型ごみ	その他	□□村破 砕施設	***	大型ごみ	複 合	○○市破砕 施設ほか	***	大型ごみ

※ 分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかを別紙により説明

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(3) 処理施設の整備

- ◎ 再生利用推進のための施設 … 容器包装リサイクル推進施設、生ごみリサイクル施設、リサイクルセンター、廃棄物原材料化施設、ごみ固形燃料化施設、ストックヤード
- ◎ 熱回収等のための施設 … 熱回収施設、灰溶融施設
- ◎ 適正な最終処分のための施設 … 最終処分場、不適正最終処分場再生事業
- ◎ 収集運搬の最適化のための施設 … 廃棄物運搬・中間処理施設
- ◎ 併せ産廃モデル施設 … 併せ産廃モデル施設整備事業
- ◎ し尿処理のための施設 … 汚泥再生処理センター、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設、コミュニティ・プラント

- ◎ 浄化槽整備 … 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業

(該当する施設のみについて記載する。設置する施設ごとに事業番号と事業名称を列挙し、様式1～3については、すべての事業の総括を記載し、参考資料様式は設置する施設ごとに記述し、添付する。)

【解説】

- ◎ 地域計画は地域の循環型社会形成のための総合的な計画であることから、交付対象事業以外の施設の整備についても、全てを記載することとする。その際、各施設について事業番号を付し、交付対象事業の別がわかるよう、様式3において印を付す。
 - ・ 一覧表には、事業番号、整備する施設の種類、事業の名称、処理能力、設置予定地、事業期間を記載する。
 - ・ 施設整備の理由について、既存施設の老朽化、広域処理による施設の集約化及び効率化、3Rの推進、環境保全、コスト削減などの観点から簡潔に記述する。
 - ・ 計画に基づき今後整備する施設に加えて、地域内の施設の全体像を示すため、現有処理施設の概要（市町村別に、施設名、施設の種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年、その他必要な情報）について一覧表としたものを別紙により添付する。
- ◎ 汚泥再生処理センターの整備については、廃棄物処理施設の整備として記載し、浄化槽の整備については、計画基数、人口について記載する。
- ◎ 事業費については、計画に基づいた見積額、設計による積算額、同様の施設整備の直近の落札事例から求めた単価を基本とした見込額などにより算出することとする。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	容器包装リサイクル推進施設	〇〇地域容器包装プラスチックストックヤード・圧縮施設整備事業	ストックヤード [*] 300m ² 圧縮 約20t/日	〇〇市〇×町△丁目××(市有地)	H17~H19
2	高効率原燃料回収施設	〇〇地域高効率メタン回収施設整備事業	約90t/日	□□村大字□××番地(村有地)	H19~H20
3	熱回収施設	〇〇地域ごみ処理センター整備事業(ごみ発電)	約100t/日	△町××通り西×番地(町有地)	H19~H21
4	汚泥再生処理センター	〇〇地区汚泥再生センター整備事業	約60kl/日	□□村◇◇3丁目××(村有地)	H17~H18

※ 現有処理施設の概要を添付(市町村別の現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの)

(整備理由)

- 事業番号1 既存施設の老朽化、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの完全実施に伴う処理能力の不足
- 事業番号2 生ごみリサイクルの地域全域実施に伴う処理能力の不足、地域課題であるふん尿問題の解決
- 事業番号3 既存焼却施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進
- 事業番号4 し尿処理施設の老朽化、し尿処理汚泥の再生利用促進

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成15年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	2,642	280	2,043	H17~H21
浄化槽市町村整備推進事業	629	85	319	H17~H21
その他地方単独事業	10	2	32	H17~H21
合計	3,281	367	2,394	

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(4) 施設整備に関する計画支援事業

- ◎ 施設整備に関する計画に対する事項…土地、地盤、地下水等の調査、施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、周辺環境調査等に関する事項

【解説】

- ◎ 上記(3)における施設整備に係る必要な調査業務等を交付金で行う場合について記載する。対象となる支援事業の内容は、以下の項目などである。
 - ・ 用地、地質、地盤、地下水、埋蔵文化財等の調査及び測量業務など
 - ・ 環境アセスメント（生活環境影響調査及び条例アセスを含む。）
 - ・ 基本設計、発注仕様書の作成
 - ・ 廃焼却炉解体前のダイオキシン類調査
 - ・ その他施設の整備に直接必要な調査

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	〇〇地域容器包装プラスチックストックヤード・圧縮施設整備（事業番号1）に係る基本設計等調査事業	基本設計等	H17～H18
	〇〇地域容器包装プラスチックストックヤード・圧縮施設整備（事業番号1）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H17
32	〇〇地域高効率メタン回収施設整備（事業番号2）に係る基本設計等調査事業	基本設計等	H18～H19
	〇〇地域高効率メタン回収施設整備（事業番号2）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H18
33	〇〇地域ごみ処理センター整備（ごみ発電）（事業番号3）に係る基本設計等調査事業	地質調査 基本設計等	H17～H18
	〇〇地域ごみ処理センター整備（ごみ発電）（事業番号3）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H17～H18

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(5) その他の施策

- ◎ その他、施設整備や処理体制などに直接関係しない施策（情報収集・普及啓発・環境教育、調査、再生利用先の確保・再生製品の需要拡大などに関する事項）
- ◎ NPOや地域住民との協働、NPOや地域住民に対する助成などの事項
- ◎ 不法投棄対策に関する事項
- ◎ 災害時の廃棄物処理に関する事項

【解説】

地域の循環型社会を形成する上で必要な施策で(1)から(4)に該当しない施策やその他の施策について記載する。特に、基本方針に記載のある有料化に付随する問題でもある不法投棄対策や、災害時の廃棄物処理に関する事項については、十分な検討を行うことが望ましい。なお、生ごみ処理機の推進については、LCAの観点から十分な検討が必要である。

- ◎ 施策の内容については、可能な限り具体的に記述することとし、実施時期についても可能であれば記載する。
- ◎ 災害時の廃棄物処理に関する事項について、以下のとおり記載する。
 - ・ 災害時の廃棄物の処理について簡潔に記載する。
 - ・ 災害廃棄物の仮置き場、最終処分場等が具体的に決まっている場合、可能な範囲で記載する。

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

メタン回収施設整備後、同施設で製造されるたい肥については、製造量はおおむね×トン程度で、地域内での栽培作物、標準施肥量及び農地面積から地域内で消費可能な量であると考えられる。製造したたい肥については、地域内の農家に対して農協等の協力を得つつ、その使用について理解と協力を求め、安価で販売するほか、周辺地域の農家や家庭用としても販売を進める。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

地域の町内会などと一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や街灯の設置などを行い、不法投棄防止を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

それぞれの市町村が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

※ 仮置場 … ○○、××及び□□を候補地とする。

※ 最終処分場 … ○○○を候補地とする。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

4 計画のフォローアップと事後評価

◎ 進捗状況の把握、事後評価、計画の見直しなどに関する事項

【解説】

- ・ 進捗状況の把握は、計画目標と毎年の実績を対比させ、定量的な把握ができるようにする。
- ・ この交付金制度では、計画のフォローアップと事後評価を行うことを必須としているので、地域計画においても明記しておく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

〇〇地域各市町村は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、〇〇地域各市町村、◇◇県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

- ◎ 循環型社会形成推進地域計画
 - (添付資料) ・対象地域図 ・目標の設定に関するグラフ等 ・分別区分説明資料
 - ・現有処理施設の概要
 - 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
 - (添付資料) ・指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(計画開始前5~10年程度から計画終了年度まで各年ごと)
 - ・地域内の施設の現況と予定(位置図)
 - 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
 - (地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの)
 - 様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

◇ その他参考資料として以下のものを添付。

使用する様式	対象とする施設整備、事業
参考資料様式1 施設概要(リサイクル施設系)	容器包装リサイクル推進施設、リサイクルセンター、ストックヤード、廃棄物運搬中継・中間処理施設、ごみ高速堆肥化施設、ごみ飼料化施設、ごみメタン化施設、廃棄物原材料化施設、ごみ固形燃料化施設
参考資料様式2 施設概要(熱回収施設系)	熱回収施設、灰溶融施設、焼却施設、併せ産廃モデル施設(焼却施設を整備する場合)高効率原燃料回収施設、
参考資料様式3 施設概要(最終処分場系)	最終処分場、可燃性廃棄物直接埋立施設、不適正最終処分場再生事業、併せ産廃モデル施設(処分場を整備する場合)
参考資料様式4 施設概要(し尿処理施設系)	汚泥再生処理センター、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設、コミュニティ・プラント
参考資料様式5 施設概要(浄化槽系)	浄化槽設置、浄化槽市町村整備推進事業
参考資料様式6 計画支援概要	施設整備に関する計画支援事業

※ 廃棄物循環型処理施設基幹的施設の整備については、対応する施設の様式を利用のこと。

※ 整備する施設ごとに記載すること。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成17年度)

1 地域の概要

(1)地域名	(2)地域内人口	(3)地域面積
(4)構成市町村等名	人口 面積 沖繩 離島 奄美 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他	
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	設立 (予定) 年月日 : 年 月 日	日設立、認可予定

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)							目標
		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成22年度	
排出量	事業系								
	家庭系								
	合計								
再生利用量									
熱回収量									
中間処理による減量化量									
最終処分量									

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	補助の種別	処理能力(単位)	更新、廃止年度	更新、廃止理由	型式及び処理方式	建設予定年月	

※ 計画地域内の施設の状況 (現状、予定) を地図上に示したものを添付する。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成17年度)

記載例

1 地域の概要

(1) 地域名	○○地域	(2) 地域内人口	***,*** 人	(3) 地域面積	*** km ²
(4) 構成市町村等名	○○市、△町、□□村	(5) 地域の要件*	(人口) (面積) (山積) (豪雪) (山村)	奄美 離島 沖縄	半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 年月 日 設立、認可予定				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)							目標
		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成22年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	*,***	*,***	*,***	*,***	5,034	4,600 (H15比 -9%)		
	1事業所当たり排出量(トン)	*,***	*,***	*,***	*,***	***	***		
	家庭系 総排出量(トン)	*,***	*,***	*,***	*,***	10,128	9,400 (H15比 -7%)		
再生利用量	1人当たり排出量(kg/人)	***,***	***,***	***,***	***,***	15,162	14,000 (H15比 -8%)		
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	***,***	***,***	***,***	***,***	***	***		
熱回収量	直接資源化量(トン)	***,***	***,***	***,***	***,***	667 (4%)	800 (6%)		
	総資源化量(トン)	***,***	***,***	***,***	***,***	2,523 (17%)	3,350 (24%)		
中間処理による減量化量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	***,***	***,***	***,***	***,***	---	20,000		
最終処分量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	***,***	***,***	***,***	***,***	10,673 (70%)	10,000 (66%)		
	埋立最終処分量(トン)	***,***	***,***	***,***	***,***	2,912 (19%)	2,801 (19%)	1,600 (11%)	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料*)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	施設の種別	処理能力(単位)	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工年月	処理能力(単位)	
容器包装リサイクル施設	〇〇市	ストックヤード 圧縮装置 K-171	有	180立米 7.5トン/月	能力不足 老朽、能力不足	ストックヤード 圧縮装置 KL-1105	H19. 4 H19. 6	約300立米 約15トン/月	
高効率原燃料回収施設	未定(PFI)	たい肥盤・D型ハウス	無	10トン/日	広域化による能力不足	メタン発酵	H21. 9	約90トン/日	現有は□村たい肥施設
熱回収施設	△町	〇〇市ハッチ式焼却炉 △町ハッチ式焼却炉P-29C □□村ハッチ式焼却炉N80	有 有 有	38トン/日 20トン/日 8トン/日	老朽、集約 エネルギー高 効率回収	資源化(たい肥化)	H22. 12 H22. 12 H22. 12		・適宜、行を追加する ・新たな種類の施設を新設する場合は現有施設の内容を空欄のままよい
汚泥再生処理センター	□□村								

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料*)

4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状							目標
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成22年度	
総人口								
公共下水道								
集落排水施設等								
合併処理浄化槽等								
未処理人口								

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。(別紙参考を参照)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	目標年次	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

記載例

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状						目標
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
総人口	**,***	**,***	**,***	**,***	20,000	集計中	21,000
下水道	*,*** **,**%	*,*** **,**%	*,*** **,**%	*,*** **,**%	6,000 30.0%	集計中	6,500 31.0%
集落排水施設等	*** **,**%	*** **,**%	*** **,**%	*** **,**%	780 3.9%	集計中	830 4.0%
合併処理浄化槽等	*,*** **,**%	*,*** **,**%	*,*** **,**%	*,*** **,**%	2,220 28.5%	集計中	4,220 20.1%
未処理人口	**,***	**,***	**,***	**,***	11,000	集計中	9,450

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料*)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	□□村	*,***	**,***	*,***	**,***	H 2 2	
浄化槽市町村整備推進事業	□□村	***	*,***	***	*,***	H 2 2	

※ 計画域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料*)

4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成 年度)

様式 2

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間 開始 終了	総事業費(千円)				交付対象事業費(千円)				備考	
					平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度		
○再生利用に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
容器包装リサイクル推進施設					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
分別回収拠点整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小規模ストックヤード整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
簡易プレス機整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ収集車整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生ごみリサイクル施設					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ高濃たい肥化施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ飼料化施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみメタン回収施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
リサイクルセンター					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源ごみ選別施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
破砕・選別施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不用品再生施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
展示施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃棄物原料化施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ固形燃料化施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ストックヤード整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の施設整備等(施設名記載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○熱回収等に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熱回収施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
灰溶融施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の施設整備等(施設名記載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○最終処分に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
最終処分場設置					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不適正最終処分場再生					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○収集運搬の効率化に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃棄物運搬中継・中間処理施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の施設整備等(施設名記載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○併せ産廃モデル施設整備に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
併せ産廃モデル施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○し尿処理に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
洗泥再生処理センター整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
コミュニティプラント整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○浄化槽に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄化槽設置整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄化槽市町村整備推進					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○施設整備に関する計画交付に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施設のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合等にについては、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

記載例

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成17年度)[記載例]

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
					平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度			
○再生利用に関する事業																	
容器包装リサイクル推進施設					764,420	89,920	54,000	286,500	334,000	0	694,880	89,880	246,000	311,000	0		
小規模ストックヤード整備	1	〇〇市	300㎡	H17 H19	192,420	89,920	54,000	48,500	0	0	179,880	89,880	42,000	0	0		
簡易プレス機整備	1	〇〇市	20t/d	H17 H19	143,920	89,920	54,000				137,880	48,880					
生ごみリサイクル施設					572,000	0	0	238,000	334,000	0	515,000	0	204,000	311,000	0		
ごみメタン回収施設整備	2	未定(PFI)	90t/d	H19 H20	572,000			238,000	334,000		515,000		204,000	311,000			
○熱回収等に関する事業					1,080,800	0	0	286,800	673,000	121,000	947,300	0	254,300	673,000	20,000		
熱回収施設整備	3	△町	100t/d	H19 H21	1,080,800			286,800	673,000	121,000	947,300		254,300	673,000	20,000		
○L処理に関する事業					492,700	382,600	110,100	0	0	0	422,000	371,100	0	0	0		
汚泥再生処理センター整備	4	□□村	60t/d	H17 H18	492,700	382,600	110,100				422,000	371,100					
○浄化槽に関する事業					78,230	18,230	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000	15,000	15,000	15,000	15,000		
浄化槽設置整備	5	△町			35,620	7,620	7,000	7,000	7,000	7,000	35,000	7,000	7,000	7,000	7,000		
	5	□□村			42,610	10,610	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000	8,000	8,000	8,000	8,000		
○施設整備に関する計画支援に関する事業					430,650	238,650	192,000				430,650	238,650					
合計					2,846,800	729,400	371,100	588,300	1,022,000	138,000	2,569,830	714,630	515,300	999,000	35,000		

※1 事業番号については、計画本文(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施設のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの													
処理体制 の構築、変 更に関する もの													
処理施設 の整備に 関するもの													
施設整備 に係る計画 支援に関するもの													
その他													

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

記載例

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧〔記載例〕

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間 開始 終了	交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
							平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度		
発生抑制、 再使用に 関するもの	11	ごみの有料化	〇〇地域によって処理する一般廃棄物処理の有料化により、発生抑制に資する。	〇〇地域各市町村	H17 H19		基礎調査、料金・料金方法の検討						
	12	子どもごみ教室	〇〇地域の小学生に対し、ごみの分別や資源化の大切さを普及啓発する。	〇〇地域各市町村	H18 H21		試験導入、普及啓発	事前調整、資料					
	13	マイバッグ運動の実施	商工会議所等の関係機関と協力しマイバッグ運動を展開する。	〇〇市	H20 H21							普及啓発 レジ袋有料化試行	
	14	ごみ・生活排水普及啓発事業	分別区分の普及啓発、資源回収、生活排水対策に関する普及啓発を行う。	〇〇地域各市町村	H17 H21								
処理体制 の構築、変 更に関する もの	21	施設整備に伴う分別区分の変更	循環型社会形成推進のための処理施設整備に伴う分別区分変更	〇〇地域各市町村	H17 H20		区分の検討						関連事業 1,2,3
	22	事業系一般廃棄物の排出事業者の処理計画策定	100t/年以上の事業系一般廃棄物排出事業者に、減量、処理に関する計画を策定させ、一般廃棄物の減量化の推進を図る。	〇〇地域各市町村	H17		計画の内容検討 様式作成 普及啓発		事業者の計画策定				
	23	汚泥再処理センターでの汚泥、ふん尿の総合処理	し尿処理汚泥等と家畜ふん尿を汚泥再生処理センターで処理する。	△町 □□村	H18		施設の整備 (建設工事)						関連事業 4
処理施設 の整備に 関するもの	1	容器包装プラスチックストックヤード・圧縮施設整備		〇〇市	H17 H19	○	廃炉解体						関連事業 21
	2	高効率メタン回収施設整備		未定 (PFI 方式)	H19 H20	○							関連事業 21
	3	ごみ処理センター整備 (ごみ発電)		△町	H19 H21	○							関連事業 21
	4	汚泥再生処理センター整備		□□村	H17 H18	○	建設工事						関連事業 23
	5	合併浄化槽整備		△町 □□村	H17 H21	○							
施設整備 に係る計画 支援に関する もの	31	1の計画支援		〇〇市	H17 H18	○	基本設計等 生活環境 影響調査						
	32	2の計画支援		未定 (PFI 方式)	H18 H19	○		基本設計等 生活環境 影響調査					
	33	3の計画支援		△町	H17 H18	○	地質調査、基本設計等 生活環境 影響調査						
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	32の施設で製造されるたい肥の利用促進	〇〇地域各市町村	H18 H21				効果研究、実証 ルート開拓				普及啓発
	42	家電リサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発	〇〇地域各市町村	H17 H18				普及啓発				
	43	不法投棄対策	分別区分の徹底とパトロール強化、街灯の設置	〇〇地域各市町村	H17 H21								分別区分普及啓発 パトロールの強化 街灯設置
	44	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物処理計画を踏まえた体制整備	〇〇地域各市町村	H17 H19								体制整備に向けた協議 方針策定

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

【参考資料様式1】

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名

(1) 事業主体名	
(2) 施設名称	
(3) 工期	平成 年度 ～ 平成 年度
(4) 施設規模	処理能力 t / 日
(5) 処理方式	
(6) 地域計画内の役割	
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①分別収集回収拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数（積載量） ・運行計画
-----------------------	--

(12) 事業計画額	
------------	--

【参考資料様式2】

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名

(1) 事業主体名	
(2) 施設名称	
(3) 工期	平成 年度 ～ 平成 年度
(4) 施設規模	処理能力 t / 日 (t / 日 × 炉)
(5) 形式及び処理方式	
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (熱回収率 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm^3 / t 2. 発生ガス量 $\text{Nm}^3 / \text{日}$
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	
------------	--

4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

【参考資料様式3】

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名			
(2) 施設名称			
(3) 工期	平成 年度 ~ 平成 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 m ²	埋立面積 m ²	埋立容積 m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成 年度 埋立終了 平成 年度		
(6) 跡地利用計画			
(7) 地域計画内の役割			
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 無		
(9) 事業計画額			

【参考資料様式4】

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 施設名称	
(3) 工期	平成 年度 ～ 平成 年度
(4) 施設規模	処理能力 kl/日
(5) 形式及び処理方式	
(6) 地域計画内の役割	
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	人口 人 面積 m ²
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	
------------	--

【参考資料様式6】

計画支援概要

都道府県名 _____

(1) 事業主体名			
(2) 事業目的	_____ 施設整備のため		
(3) 事業名称			
(4) 事業期間	平成 年度 ~ 平成 年度	平成 年度 ~ 平成 年度	平成 年度 ~ 平成 年度
(5) 事業概要			
(6) 事業計画額			

5. 循環型社会形成推進地域計画に関する事務連絡等参考資料

参考資料1

事 務 連 絡

平成17年4月15日

各都道府県

一般廃棄物行政担当部（局） 御中

環境省廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

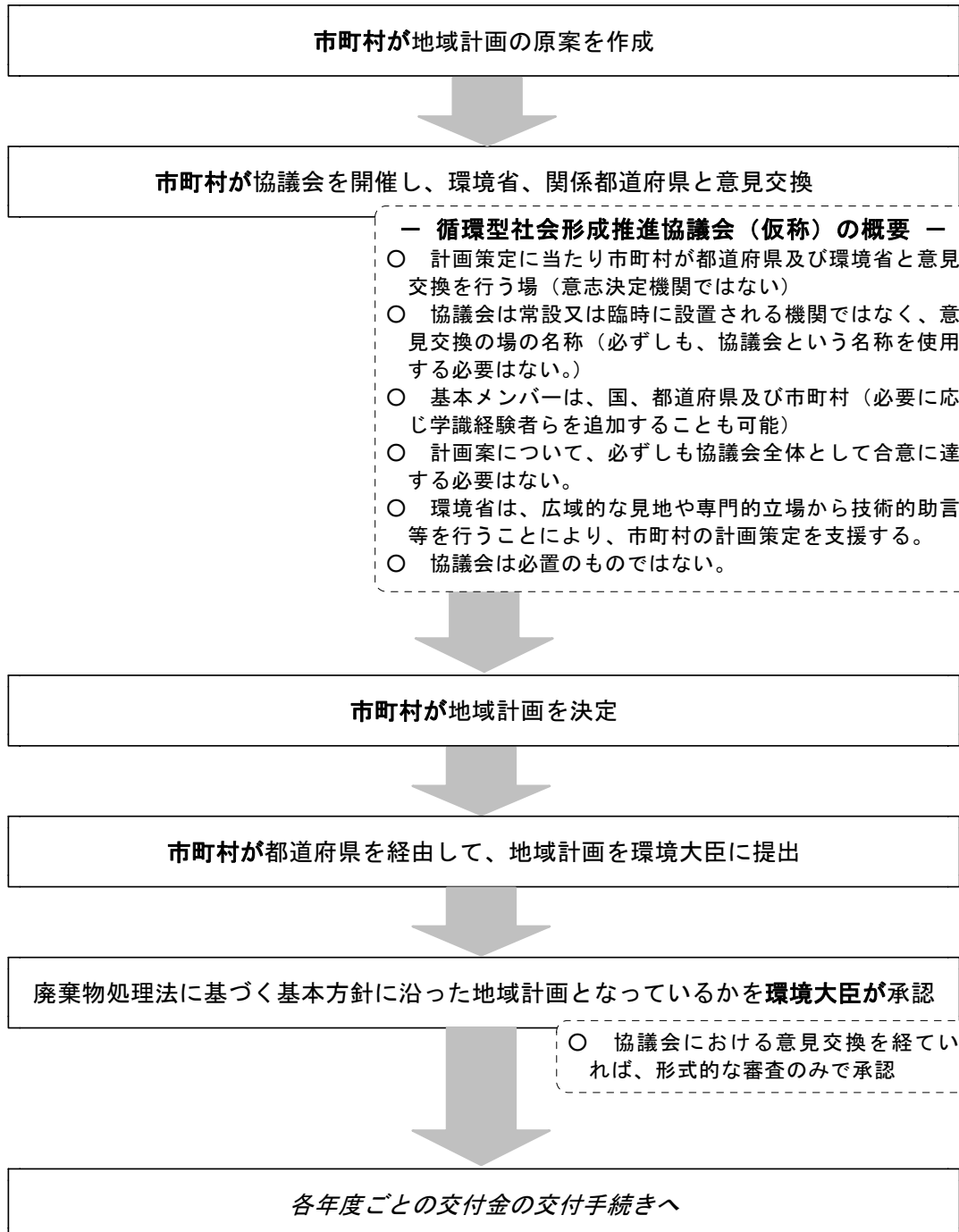
循環型社会形成推進地域計画策定の流れについて

日頃より、廃棄物行政に対するご協力を賜り感謝いたします。

平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知により送付した「循環型社会形成推進交付金交付要綱」及び平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知により送付した「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」に基づく、循環型社会形成推進地域計画策定及び同要領1（1）に定める

「都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議」の位置付け等については、添付資料のとおりのお取り扱いとしておりますので、ご参照いただきたく送付いたします。

循環型社会形成推進地域計画策定の流れ



5. 循環型社会形成推進地域計画に関する事務連絡等参考資料

参考資料2

事 務 連 絡

平成17年4月18日

各都道府県

一般廃棄物行政担当部（局） 御中

環境省廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

循環型社会形成推進地域計画作成の進め方について

日頃より、廃棄物行政に対するご協力を賜り感謝いたします。

さて、平成17年度より創設された循環型社会形成推進交付金制度においては、当該交付金の申請に当たり、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が地域の循環型社会を形成するための基本的な事項等を内容とする循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を作成、環境省に提出し、承認を受けることとしております。

この計画の作成手順については、下記のとおり進めていただきたいと考えておりますので、管下市町村に対し周知するとともに、協議会への参画等への御協力方よろしくお願い致します。

なお、浄化槽設置整備のみの計画については、当面、従来からの市町村の生活排水処理基本計画をもって、地域計画に代わるものとして取り扱うことができるものとして運用する予定ですので、御了知願います。

記

1. 国、都道府県、市町村による協議会について

市町村は、地域計画の作成に当たり、原則として、都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議（以下、「協議会」という。）を開催することとします。この会議において、国及び都道府県は、広域的な見地や専門的立場から技術的助言等を行い、市町村の地域計画作成を支援します。

なお、国は言うまでもなく、国家的見地から意見を申し述べることもあります。

協議会は、地域計画を作成する市町村、都道府県及び国から構成するものとしませんが、市町村の意向に応じて、学識経験者等を追加することも可能です。

なお、直ちに施設整備に着手しなければならない等協議会を開催できない特段の事情がある場合には、当分の間、従来からの都道府県の「広域化計画」等をもとに計画

内容について直接ヒアリングを行い、審査することも可能ですので、必要に応じて、御相談ください。

2. 協議会の開催について

- 1) 協議会は、地域計画の原案が作成できた段階で、市町村の呼びかけにより開催することとします。
- 2) 地域計画の原案を作成した市町村は、都道府県と連絡をとり、協議会の日程の調整や開催場所の確保を行ってください。
市町村から連絡を受けた都道府県は、環境省と連絡をとり、日程調整を行ってください。なお、近い時期に、複数の協議会の開催を希望される場合には、なるべく同じ日に開催されることとなるよう、御配慮をお願いします。
- 3) 都道府県から環境省への最初の連絡は、当分の間、本省廃棄物対策課を窓口として行ってください。地方環境対策調査官事務所への出席要請は、本省廃棄物対策課より行います。ただし、最初の連絡以降の細部の連絡調整等については、地方環境対策調査官事務所を含め、柔軟に行うこととします。
- 4) 協議会は、各地域計画について必要に応じて、数回開催することを想定しています。1回目の協議会を開催した結果、再度の意見交換が必要と考えられる場合に、2回目以降の協議会を開催することとします。

3. 協議会の進行について

- 1) 協議会の進行役は、市町村が行うこととします。ただし、事前に調整いただき、都道府県が行うこととしていただいても差し支えありません。
- 2) 協議会は、以下の手順に従い、進行するものとします。
 - ①市町村が、地域計画（案）策定の背景及び内容について説明
説明は、地域計画の原案の他、必要に応じて、適宜、説明資料を用意して実施
 - ②都道府県より、広域化計画、都道府県廃棄物処理計画等との整合性について、コメント
 - ③①及び②の説明を踏まえ、地域計画に記載された各事項毎に、順を追って、意見交換を実施

4. 協議会の開催後の手続き

市町村は、協議会の意見交換を経て、必要に応じて、地域計画の原案を修正したうえで、都道府県に地域計画を提出します。

提出を受けた都道府県は、地域計画の内容について、意見交換の結果が反映されているか等について確認を行った上で環境大臣に提出します。

協議会の意見交換を経て作成された地域計画の承認について、環境省は審査を簡素化し、当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかどうか等を確認した上で、承認するものとします。